

ペットはあなたの家族です！

愛情と責任を持った正しい飼い方をしましょう

犬や猫などの小動物は、私たちの生活に「やすらぎ」「うるおい」を与えてくれるだけでなく、大切なパートナーとして、多くの人々に愛されています。

しかし一方で、安易に動物を捨てたり、放し飼いや、道路・公園などをふんで汚したりする迷惑行為が増加しており、飼い主に対して愛情と責任を持った飼い方が求められています。

環境衛生課（畜肉線2407）、県動物指導センター（☎0296⑦1200）



問われる飼い主の責任

これから動物を飼おうと考えている方はもちろん、現在動物を飼っている方も、ペット動物に愛情と責任を持った、正しい飼い方を心掛けてください。

□飼うときの基本条件

- 家族の一員として、終生飼育することができるか。
- 食事、しつけ、手入れ、運動と散歩やふん尿の処理など、毎日の管理が十分にできるか。
- 鳴き声、ふん尿、悪臭など他人に迷惑をかけずに飼えるか。
- 病気の予防や治療など、健康管理に責任が持てるか。
- 捨て犬や捨て猫、虐待の禁止、放し飼いの禁止、登録・狂犬病予防注射の義務、そしてふんの後始末など、法令などで決められた社会のルールを守ることができるか。

□新たな命に対する責任

生まれたすべての動物を飼い続けたり、新しい飼い主を探すことは、大変に難しいことです。飼い犬や猫に避妊・去勢手術を受けさせ、不幸な命捨てて犬・猫や虐待などをつくらないようにしてください。手術については、最寄りの動物病院にご相談ください。

犬の散歩や運動のときは、つないでから！

飼い犬を屋外で運動させるときには、必ずリード（犬の引き綱）などをつないで、いつでも犬をおさえることができる人が行つてください。

● 飼い主のいうことは良く聞く犬でも、ほかの人や犬に対しては攻撃的になり、迷惑や危害を及ぼすことがあります。

● 犬を放し飼いにしたり、リードなどでつながないで運動をさせたりすると、犬の苦手な人が散歩をすることができなくなるなど、その人たちの楽しみを奪ってしまうことになります。

飼い犬は登録と狂犬病予防注射を！

生後91日以上の犬は、飼い主の責任で生涯一度の登録と毎年一回狂犬病の予防注射を受けることが法律で義務づけられていますので、必ず受けてください。もし、飼い犬が人を噛んでしまった場合はすぐに県動物指導センターへ連絡してください。動物病院で犬を検診してもらう必要があります。

犬のふんは飼い主が処理を！

自分の飼い犬が排泄したふんは、責任を持って自分で処理してください。また、散歩するときは、必ずふんを処理する用具を持ち歩いてください。

ワンポイント

ふんの簡単な処理の仕方

※用意するものは、ビニール袋とちり紙です。

- ・ まず、ふんの上がちり紙を数枚かぶせます。
- ・ ビニール袋の中に手を入れ、これでちり紙の上からふんを包むようにつかみ取ります。
- ・ ビニール袋を裏返しにして、中に納めます。
- ・ 袋は、必ず家に持ち帰り、処理してください。



犬や猫に迷子の防止をしましょう。

かわいいあなたの犬や猫が、野良犬、野良猫にならないためにも、飼い主の住所、電話番号や名前が分かる「名札」や「犬の鑑札・注射済票」を付けて、飼い主としての責任を果たしましょう。

もし、犬や猫が帰ってこなくなったら、県動物指導センターへご連絡ください。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

社会の中で人間と動物が共存していくために、飼い主が守らなければならないマナーとモラルがあります。

平成14年に定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、動物の飼い主は、命ある動物を飼う者としての責任を十分に自覚し、その動物を正しく飼うことが定められています。具体的には、飼っている動物の健康を守り、また、人に危害を加えたり、迷惑などをかけたりしないよう、飼い主には、次のような責務が定められています。

□ 飼い主がわかるようにする

飼っている動物には、名札や標識などを付け、飼い主がだれであるか分かるようにしましょう。特に、犬については鑑札・注射済票をつけることが「狂犬病予防法」で義務づけられています。



□ 繁殖制限をする

多数の動物を飼うことで、周辺の生活環境に迷惑をかけていませんか。

飼い主は、飼っている動物から生まれる新しい命にも責任を持たなければなりません。繁殖を希望しない場合は、飼い主の責務として避妊・去勢手術などを行い、繁殖制限に努めることが法律でも定められています。繁殖を制限することは、捨て犬や捨て猫などを増やさないためにも大切なことです。

□ 周りの人や自然環境に配慮する

動物を逃がしたり、放し飼いをすることは、動物の事故だけでなく、周りの人々に危害を加えたり、迷惑を及ぼしたりすることにもつながります。



また、逃げたり捨てられたりした動物が、野生動物の生活を圧迫するなど、自然生態系へのさまざまな影響も問題となっています。飼い主は、飼っている動物が周りの人々や自然環境に問題を生じさせないように、十分に管理しましょう。



犬や猫などのペット動物を捨てたときは、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

◎ 大好きいばらき

動物愛護フェスティバル2007

とき／9月22日(土) 午前10時～午後2時
ところ／県三の丸庁舎広場(水戸市三の丸一丁目5-38)

内容／動物の正しい飼い方展、子犬の譲渡(事前予約制)、動物なんでも相談ほか

◎ 動物愛護絵画・ポスターおよび

標語コンクール優秀作品展示会

とき／9月11日(火)～22日(土) 午前9時～午後8時(15日(土)～17日(月)は午前9時～午後5時。18日(火)は休館。22日(土)は午後2時まで)
ところ／県立図書館エントランスホール(水戸市三の丸一丁目5-38)

県動物指導センター (☎0296②1200)